

意見書等

(意見書)

議員提出議案第14号

身近な地域で出産できる助産システムの実現と妊婦検診、
出産費用の公費負担による無料化を求める意見書(可決)

救急搬送された妊婦が多くの病院で受け入れを断られた後に死亡する痛ましい事故が、奈良や東京を初め各地で相次いで起こっている。

全国で産科と小児科の医師、分娩を扱う病院、診療所が減り続け、拠点病院への産科の集約化が進められた。

しかし、地域によっては、かえって産科の空白地域が広がり、妊婦が出産する病院を探すことさえ難しくなっている。また、集約化された拠点病院ではこれまで扱ってきたハイリスク出産や治療に加えて正常出産までが集中し、NICU(新生児集中管理治療室)、MFICU(母体・胎児集中治療管理室)の病床不足、それを扱う医師やスタッフの不足が深刻化している。厚生労働省が昨年全国の総合周産期母子医療センターで調査を行い、同省研究班はNICUが全国で1000床足りないと報告しているが、その整備の費用は自治体にとって大きな負担である。

一方、緊急搬送される妊婦には妊婦健診を受けていない飛び込み出産も多く、未受診の原因の多くが経済的理由であるとされている。妊婦健診は出産までに14回受けることが望ましいとされ、5回分は国の財政措置が地方交付税によって行われ、その運用は市町村が行っている。新年度から残り9回分について国庫補助と地方財政措置が行われることになったが、都道府県による基金創設など仕組みが複雑になる上、2年間の期限つきであることは納得しがたいところである。

社会保障の最低基準を定めたILO第102号条約では、妊娠、分娩は母性医療給付の対象とされ、本人に経済的負担を課さないことを規定している。国際社会では、妊娠、出産は母子保健サービス、医療サービスとして公費負担されている。

出産は、母体と胎児の命にかかわる問題である。安心して出産できる助産システムをつくり、妊娠、出産の費用は国の負担か公的保障を行うべきである。

よって、以下のことを要望する。

記

1. だれでもどこでも最低14回の妊婦健診が受けられるよう、公的な金額保障を実現すること。
2. 母体と胎児の命にかかわる妊娠、出産の費用は、公費負担の制度を確立し、無料化を実現すること。
3. 身近な地域で出産のできる安心・安全の助産システムをつくること。そのために、医師を確保し、正常な妊娠出産、産後と育児のケアを担える助産師の専門性を生かし活用を図ること。
4. 周産期医療ネットワーク体制(総合及び地域周産期母子医療センター等)の充実とその情報システムの構築に向けて、自治体へ国の財政投入を行うこと。また、産科医師、新生児治療医師の配置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月2日

議員提出議案第15号

子どもの医療費のさらなる軽減と医療費助成実施を理由とする
国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置廃止を求める意見書（否決）

2002年の医療制度改革により、3歳未満児の子どもの医療費は、窓口における本人負担が3割から2割に引き下げる措置が講じられ、さらに本年4月からは、この措置を義務教育就学前まで拡大されている。

一方、急速な少子高齢化を背景に全国の地方公共団体においても、子どもの医療費助成制度を独自に実施、拡充してきており、今や、全国すべての都道府県において実施されている状況にある。

しかし、国はこうした子どもの医療費の軽減措置を講じている一方で、子どもの医療費助成を初め、福祉医療制度として経済負担の軽減を図っている地方公共団体が運営する国民健康保険に係る国庫負担金について減額算定を行っており、国民健康保険運営上、大きな支障となっている。

よって、国会及び政府におかれては、子育て支援の観点から子どもの医療費の助成制度を早急に制度化するとともに、十分な財源措置を講じること。また、医療費の公的負担制度の重要性や必要性にかんがみ、国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月2日

議員提出議案第16号

所得税法第56条の廃止を求める意見書（否決）

中小業者を支えている家族従事者の働き分（給料）は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、配偶者の場合は86万円、家族従事者は50万円しか認められていない。

税法上では、特例として青色申告を選択すれば働き分（給料）を経費にすることができるが、同じ労働に対して青色と白色で差別する制度自体が矛盾しており、さらに家族従事者は所得証明も発行されず、資産も持てない人権上も大変な問題を抱えている。

アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国など諸外国では当たり前前に認められており、日本における特例は世界の流れから大きくおけている。

所得税法第56条が制定されてから60年が経ち、今や憲法から見ても、女性差別撤廃条約に照らしても是正すべきときである。

後継者を育て行政と力を合わせて地域経済を振興させていくためにも、所得税法第56条を廃止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月2日

議員提出議案第17号

生活保護の老齢加算の復活を求める意見書（否決）

国は、生活保護法第8条に基づく裁量権の行使として、70歳以上の生活保護受給世帯に支給していた老齢加算を廃止した。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約8万5000円の生活扶助が約6万9000円に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

このような状態を生み出した国の裁量権の行使については、憲法第25条の生存権にかかわる問題として裁判などの場で議論されているところであるが、その当否はともかく人間としての尊厳が維持できないような状態は憲法第25条が予定していない事態だと思慮する。

よって、国民生活のあらゆる面でその向上と増進を図るべき責務を負う国の所管大臣として、生活保護の老齢加算復活の措置を講じるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月2日

議員提出議案第18号

生活保護の母子加算の復活を求める意見書（否決）

1949年に生活保護に母子加算が創設されて60年目のことし、数年間の減額措置を経て2009年3月31日に生活保護の母子加算が全廃され、母子家庭からは、「食費を削り、ふろの回数も減らした」、「本当は野球部に入りたいけど我慢している息子を見るのはつらい」、「あらゆるものを節約。交際もほとんどできません。支給額を減らすのではなく、もう少しでいいのでふやしてほしい」との声が上がっている。

母子加算の廃止は、消費支出額が一般母子世帯の水準と比べ、生活保護の方が高いとの理由であるが、貧困な状態にある母子世帯の底上げをすることこそ求められる。厚生労働省は就労を促進すると言っているが、日本の母子世帯の就労率は諸外国より高く、既に84%が就労している。母子加算がなくなった分、生活保護基準は引き下げられ、貧困化が一層進むことは目に見えている。

子どもの貧困化、貧困の連鎖を断ち切ることが社会的課題となっているとき、母子加算の廃止はそれに逆行するものである。

母子加算の財源200億円は、2009年度予算の補正予算の700分の1（0.14%）を使うだけでできる額である。

母子加算はひとり親の生活保護世帯に対し、子どもの健全な育成のために出されたもので、子育てに欠かせない給付である。加算は単なる上乘せではなく、幼児や成長期の子どもがいる生活保護家庭では、母子加算があってこそ初めて最低限度の生活が保障されるものである。子どもが熱をだしても仕事を休めず、ベビーシッターをお願いするなど経済的負担とともに、父親の役割も果たしていくといった目に見えない精神的負担がある。

母子家庭は一般世帯の4割にも満たない収入である。憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に反するものである。

よって、政府においては生活保護の母子加算を復活するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月2日